

東京都公報

発行
東京都

目次

102

条 例

- 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例
……………（都民安全推進本部）……………二
- 東京都公文書の管理に関する条例の一部を改正する条例
……………（総務局）……………四
- 東京都公文書館条例……………（同）……………〇
- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………（同）……………三
- 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例……………（同）……………三
- 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……………（同）……………三
- 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………（同）……………三
- 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（同）……………三
- 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（同）……………四

条例のあらまし

●東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例（条例）

第二号）

- 一 自転車の安全で適正な利用の促進を図るため、自転車損害賠償保険等（以下「保険等」という。）への加入を義務付けるほか、所要の改正を行います。
- （一） 都の責務に、保険等への加入を促進するため、保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講じること加えます。
- （二） 自転車利用者、保護者、自転車使用事業者及び自転車貸付業者に対し、保険等加入到加入する義務を課します。
- （三） 自転車小売業者、特定事業者及び自転車貸付業者に対し、保険等への加入の有無の確認等をする努力義務を課します。
- （四） 学校等の設置者に対し、保険等に関する情報提供をする努力義務を課します。
- 二 この条例は、令和二年四月一日ほかから施行します。

●東京都公文書の管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第三号）

- 一 歴史公文書制度を導入するとともに、公文書等の管理について専門的な見地から調査審議するため、知事の附属機関として東京都公文書管理委員会を設置するほか、規定を整備します。
- （一） 公文書の保存期間満了後の措置として、東京都公文書館への移管又は廃棄をする規定を設けます。
- （二） 特定歴史公文書等の利用請求及び利用請求に対する処分等についての審査請求に関する規定を設けます。
- （三） 公文書等の管理に関する重要事項について審議する東京都公文書管理委員会に関する規定を設けます。
- 二 この条例は、令和二年四月一日ほかから施行します。

●東京都公文書館条例（条例第二四号）

一 特定歴史公文書等を保存し、都民の利用に供するとともに、歴史公文書等に関する調査研究を行い、もって歴史公文書等の適切な保存及び利用を図るため、公文書館法（昭和六二年法律第一一五号）第四条第一項の公文書館として、東京都

公文書館(以下「公文書館」という。)を東京都国分寺市泉町二丁目二番二一号に設置します。

二 公文書館は、次の事業を行います。

- (一) 歴史公文書等の移管等に関すること。
 - (二) 特定歴史公文書等を整理し、及び保存すること。
 - (三) 特定歴史公文書等を一般の利用に供すること。
 - (四) 東京都に関する修史事業を行うこと。
 - (五) 歴史公文書等に関する調査研究を行うこと。
 - (六) 歴史公文書等の利用の促進を図るための普及活動を行うこと。
 - (七) 公文書館の施設及び附帯設備の提供に関すること。
 - (八) (一)から(七)までに掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業
- 三 公文書館の休館日及び開館時間は、東京都規則で定めます。
- 四 使用料の額等を定めます。
- (例) 施設 研修室 全日 九、七〇〇円
- 五 この条例は、令和二年四月一日ほかから施行します。

●職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第二五号)

- 一 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第三七号)の施行による地方公務員法(昭和二五年法律第二六一号)の改正に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和元年二月一四日から施行します。

●職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例(条例第二六号)

- 一 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第三七号)の施行による地方公務員法(昭和二五年法律第二六一号)の改正に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和元年二月一四日から施行します。

●職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第二七号)

- 一 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第三七号)の施行による地方公務員法(昭和二五年法律第二六一号)の改正に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和元年二月一四日から施行します。

●非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(条例第二八号)

- 一 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第三七号)の施行による地方公務員法(昭和二五年法律第二六一号)の改正に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和元年二月一四日から施行します。

●特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第二九号)

- 一 特別区が処理する事務の範囲に係る規定を改めます。
- 二 この条例は、令和二年四月一日ほかから施行します。

●市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第三〇号)

- 一 市町村が処理する事務の範囲に係る規定を改めます。
- 二 この条例は、令和二年四月一日ほかから施行します。

条 例

東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年九月二十六日

●東京都条例第二十二号

東京都知事 小池 百合子

東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成二十五年東京都条例第十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第二十七条・第二十八条）」を「（第二十七条―第二十八条）」に、「第四十条」を「第四十一条」に改める。

第二条第八号中「有償で」を「有償又は無償で、反復継続して」に改め、同条に次の一号を加える。

九 自転車損害賠償保険等 自転車の利用によって生じた損害を填補するための保険又は共済をいう。

第四条に次の一項を加える。
六 都は、区市町村、自転車損害賠償保険等を引き受ける保険者その他の関係団体と連携し、自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

第十五条の見出し中「児童」を「十八歳未満の者」に改め、同条第一項中「保護者」の下に「（以下単に「保護者」という。）」を加え、「保護する児童（十八歳未満の者をいう。次条において同じ。）」を「監護する十八歳未満の者」に、「児童に」を「十八歳未満の者に」に改める。

第十六条（見出しを含む。）中「児童」を「十八歳未満の者」に改める。

第二十七条を次のように改める。
（自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入等）

第二十七条 自転車利用者（未成年者を除く。以下この条において同じ。）は、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。

2 自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に参加するよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、適用しない。

第二十七条の次に次の四条を加える。
（保護者の自転車損害賠償保険等への加入等）
第二十七条の二 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。
2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に参加するよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、適用しない。

第二十七条の次に次の四条を加える。
（保護者の自転車損害賠償保険等への加入等）
第二十七条の二 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に参加するよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、適用しない。

（自転車使用者の自転車損害賠償保険等への加入等）
第二十七条の三 自転車使用者は、その事業活動において自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。

2 自転車使用者は、その事業活動において自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に参加するよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、自転車使用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、適用しない。

（自転車貸付業者の自転車損害賠償保険等への加入等）
第二十七条の四 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。

2 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に参加するよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、自転車貸付業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、適用しない。

（自転車貸付業者の自転車損害賠償保険等への加入等）
第二十七条の四 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。

2 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に参加するよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、自転車貸付業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、適用しない。

（自転車貸付業者の自転車損害賠償保険等への加入等）
第二十七条の四 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に参加するよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、自転車貸付業者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、適用しない。

(自転車損害賠償保険等への加入の確認等)

第二十七条の五 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者(以下「自転車購入者」という。)に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により、自転車購入者が自転車損害賠償保険等に加入していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 特定事業者は、その従業者のうちに、自転車を利用して通勤する従業者がいるときは、当該従業者に対し、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

4 第二項の規定は、前項の特定事業者について準用する。この場合において、第二項中「自転車小売業者」とあるのは「特定事業者」と、「自転車購入者」とあるのは「自転車を利用して通勤する従業者」と読み替えるものとする。

5 自転車貸付業者は、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。

第二十八条第二項を次のように改める。

2 学校等(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校並びに同法第三十四条第一項に規定する各種学校をいう。)の設置者は、自転車を利用する児童、生徒及び学生並びにその保護者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

第四十条を第四十一条とし、第三十九条の次に次の一条を加える。

(適用除外)

第四十条 区市町村の条例中に、この条例に定める自転車損害賠償保険等への加入等に相当する規定がある場合は、当該区市町村の区域においては、第六章(第二十八条を

除く。)の規定は、適用しない。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第四十条を第四十一条とし、第三十九条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

東京都公文書の管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二十三号

東京都公文書の管理に関する条例の一部を改正する条例

東京都公文書の管理に関する条例(平成二十九年東京都条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都公文書等の管理に関する条例

目次中「第十五条」を「第十七条」に、「第三章 雑則(第十六条・第十七条)」を

「第三章 特定歴史公文書等の保存、利用等(第十八条・第三十七条)」を

第四章 東京都公文書管理委員会(第三十八条・第三十九条) に改める。

第五章 雑則(第四十条―第四十二条)

第一条中「都政運営に関する公文書」を「東京都(以下「都」という。)の諸活動や

歴史的事実の記録である公文書等」に、「公文書の適正な」を「公文書等の適正な」に、

「公文書の管理について」を「都民が主体的に公文書等を利用し得ることに鑑み、公文

書等の管理に関する」に、「その適正な管理」を「公文書の適正な管理、歴史公文書

等の適切な保存及び利用等」に改める。

第二条第一項中「東京都(以下「都」という。)」を「都」に改め、同条第二項中

「第六条において」を「以下」に改め、同項ただし書中「官報、公報、白書、新聞、雑

誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行される」を「次に掲げ

る」に改め、同項に次の各号を加える。

一 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目

的として発行されるもの

二 特定歴史公文書等

三 東京都規則で定める都の機関等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの
第二条に次の三項を加える。

3 この条例において「歴史公文書等」とは、歴史資料として重要な公文書その他の文書をいう。

4 この条例において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。

一 第十条第一項又は第十一条第一項の規定により東京都公文書館（以下「公文書館」という。）に移管されたもの

二 法人その他の団体（実施機関を除く。以下「法人等」という。）又は個人から公文書館に寄贈され、又は寄託されたもの

5 この条例において「公文書等」とは、次に掲げるものをいう。

一 公文書
二 特定歴史公文書等

第四条中「行うものとする」を「行わなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事は、実施機関の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行わなければならない。

第五条中「公文書」を「公文書等」に改める。

第七条第二項を次のように改める。

2 実施機関は、公文書について、保存期間（延長された場合にあつては、延長後の保存期間。第十条第二項を除き、以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあつては公文書館への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

第七条に次の二項を加える。

3 実施機関は、公文書の分類に関する基準及び保存期間が満了したときの措置に関する基準を定めなければならない。この場合において、実施機関は、保存期間が満了したときの措置に関する基準については、次項により知事が別に定める指針を参酌して東京都規則その他の実施機関が定める規則、規程等（以下「都規則等」という。）により定めなければならない。

4 知事は、保存期間が満了したときの措置に関する指針を作成しなければならない。
第九条中「平成十一年東京都条例第五号」の下に「。以下「情報公開条例」という。」を加え、「供するものとする」を「供しなければならない」に改める。

第十条の見出しを「（移管又は廃棄）」に改め、同条第一項中「次条の規定により東京都公文書館（以下「公文書館」という。）の長（以下「公文書館長」という。）へ引き継ぐものを除き、当該公文書を廃棄するものとする」を「第七条第二項の規定による定めに基づき、当該公文書を公文書館に移管し、又は廃棄しなければならない」に改め、同条第三項中「東京都規則その他の実施機関が定める規則、規程等（第十四条及び第十七条において「及び」という。）を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 実施機関は、第一項の規定により公文書館に移管する公文書について、第十九条第一項第一号に掲げる場合に該当するものとして公文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。
第十一条の見出しを「（移管等の求め）」に改め、同条第一項中「公文書館長から」を「知事から、第七条第二項の規定により保存期間が満了したときに廃棄の措置をとるべきことを定めた公文書のうち」に、「公文書の引継ぎ」を「ものの移管」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 知事は、実施機関に対し、公文書の分類、件名、保存期間及び保存期間が満了したときの措置が記載された文書目録の提出を求めることができる。

第十七条を第四十一条とする。

第十六条第一項中「第二章」の下に「及び第三章」を加え、同条を第四十条とする。

第三章を第五章とする。

第十五条の次に次の二条及び二章を加える。

(出資等法人の文書の管理)

第十六条 都が出資その他財政支出等を行う法人であつて、実施機関が定めるもの（以下「出資等法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、文書の適正な管理を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資等法人に対し、前項に規定する必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない。

(公の施設の指定管理者の文書の管理)

第十七条 都の公の施設を管理する指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関する文書の適正な管理を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、都の公の施設の指定管理者に対し、前項に規定する必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない。

第三章 特定歴史公文書等の保存、利用等

(特定歴史公文書等の保存等)

第十八条 知事は、特定歴史公文書等について、第二十六条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

2 知事は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に依り、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

3 知事は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報

の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。
4 知事は、東京都規則で定めるところにより、特定歴史公文書等の分類、名称、移管又は寄贈若しくは寄託をした者の名称又は氏名、移管又は寄贈若しくは寄託を受けた

時期及び保存場所その他の特定歴史公文書等の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い)

第十九条 知事は、特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があつた場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

一 当該特定歴史公文書等が実施機関から移管されたものであつて、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

イ 情報公開条例第七条第二号に掲げる情報

ロ 情報公開条例第七条第一号、第三号、第六号イ若しくはホ又は第七号に掲げる情報

ハ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

二 当該特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであつて、当該期間が経過していない場合

三 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は公文書館において当該原本が現に使用されている場合

2 知事は、前項に規定する利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史公文書等が同項第一号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が公文書として作成又は取得されたからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第十条第三項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参照しなければならない。

3 知事は、第一項第一号及び第二号に掲げる場合であっても、同項第一号イからハまでに掲げる情報又は同項第二号の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求をした者（以下「利用請求者」という。）に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除い

た部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。
(本人情報の取扱い)

第二十条 知事は、前条第一項第一号イの規定にかかわらず、この規定に掲げる情報により識別される特定の個人(以下この条において「本人」という。)から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、東京都規則で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につきこの規定に掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第二十一条 利用請求に係る特定歴史公文書等に都、国、公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)第二条第二項に規定する独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び利用請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されている場合には、知事は、当該特定歴史公文書等を利用させるか否かについての決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他東京都規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 知事は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であつて、当該情報が情報公開条例第七条第二号ロ、第三号ただし書又は第七号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他東京都規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えるなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 知事は、特定歴史公文書等であつて第十九条第一項第一号ハに該当するものとして第十条第三項の規定により意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書等を移管した実施機関に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他東京都規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

4 知事は、第一項又は第二項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、知事は、その決定後直ちに、当該意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

(利用の方法)

第二十二条 知事が特定歴史公文書等を利用させる場合には、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付の方法により、フィルムについては視聴又は写しの交付の方法により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等での種別、情報化の進展状況等を勘案して東京都規則で定める方法により行う。ただし、閲覧又は視聴の方法により特定歴史公文書等を利用させる場合にあつては、当該特定歴史公文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときに限り、その写しを閲覧又は視聴させる方法により、これを利用させることができる。

(費用負担)

第二十三条 写しの交付の方法により特定歴史公文書等を利用する者は、東京都規則で定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(利用の促進)

第二十四条 知事は、特定歴史公文書等(第十九条の規定により利用させることができるものに限る。)について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

(移管元実施機関による利用の特例)

第二十五条 特定歴史公文書等を移管した実施機関が知事に対してその所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書等について利用請求をした場合には、第十九条第一項第一号の規定は、適用しない。

(特定歴史公文書等の廃棄)

第二十六条 知事は、特定歴史公文書等として保存されている文書が歴史資料として重

要でなくなったと認める場合には、当該文書を廃棄することができる。
（保存及び利用の状況の公表）

第二十七条 知事は、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、その概要を公表しなければならない。

（利用等規則）

第二十八条 知事は、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄が第十八条から前条までの規定に基づき適切に行われることを確保するため、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する定めを設けなければならない。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第二十九条 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為についての審査請求は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項本文の規定は、適用しない。

（東京都公文書管理委員会への諮問）

第三十条 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為についての審査請求があったときは、知事は、次に掲げる場合を除き、東京都公文書管理委員会に諮問して、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 利用請求に対する処分（利用請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させる旨の決定を除く。第三十二条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させる場合（当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されているときを除く。）

2 前項の審査請求があった場合において、知事は、東京都公文書管理委員会に対し、速やかに諮問をするよう努めなければならない。

3 前二項の規定による諮問は、行政不服審査法第九条第三項において読み替えて適用する同法第二十九条第二項に規定する弁明書の写しを添えてしなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第三十一条 前条の規定により諮問をした知事は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）

二 利用請求者（利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

三 当該審査請求に係る利用請求に対する処分について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第三十二条 第二十一条第四項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

一 利用させる旨の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

二 審査請求に係る利用請求に対する処分を変更し、当該利用請求に対する処分に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の裁決（第三者である参加人が当該特定歴史公文書等の利用に反対の意思を表示している場合に限る。）

（東京都公文書管理委員会の調査権限）

第三十三条 東京都公文書管理委員会は、必要があると認めるときは、知事に対し、審査請求のあった利用請求に対する処分に係る特定歴史公文書等の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、東京都公文書管理委員会に対し、その提示された特定歴史公文書等の開示を求められない。

2 知事は、東京都公文書管理委員会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 東京都公文書管理委員会は、必要があると認めるときは、知事に対し、審査請求のあった利用請求に対する処分に係る特定歴史公文書等に記録されている情報の内容を東京都公文書管理委員会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、東京都公文書管理委員会に提出するよう求めることができる。

4 第一項及び前項に定めるもののほか、東京都公文書管理委員会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は知事（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。
（意見の陳述等）

第三十四条 東京都公文書管理委員会は、審査請求人等から申出があつたときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えることができる。

2 前項の場合においては、審査請求人又は参加人は、東京都公文書管理委員会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 東京都公文書管理委員会は、審査請求人等から申出があつたときは、当該審査請求人等に、意見書又は資料の提出を認めることができる。この場合において、審査請求人等は、東京都公文書管理委員会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

4 東京都公文書管理委員会は、審査請求人等から意見書又は資料が提出された場合、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出した者を除く。）にその旨を通知するよう努めなければならない。
（提出資料の閲覧等）

第三十五条 審査請求人等は、東京都公文書管理委員会に対し、第三十三条第三項及び第四項並びに前条第三項の規定により東京都公文書管理委員会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を東京都公文書管理委員会が定める方法により表示したものの閲覧）又は写し（電磁的記録にあっては、記録された事項を記載した書面）の交付を求めることができる。この場合において、東京都公文書管理委員会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができる。

2 東京都公文書管理委員会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による写しの交付をしようとするときは、当該閲覧又は写しの交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、東京都公文書管理委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 東京都公文書管理委員会は、第一項の規定による閲覧又は写しの交付について、その日時及び場所を指定することができる。
（審査請求の制限）

第三十六条 この条例の規定による東京都公文書管理委員会の処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

（答申書の送付）

第三十七条 東京都公文書管理委員会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表しなければならない。

第四章 東京都公文書管理委員会

（東京都公文書管理委員会）

第三十八条 公文書等の管理に関する重要な事項について、実施機関の諮問を受けて審議し、又は実施機関に意見を述べるため、東京都公文書管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、公文書等の管理に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する委員七人以内をもって組織する。

3 委員の任期は二年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員会は、第三十条に規定する事項にあってはその指名する委員三人以上をもって構成する部に審議させることができる。

5 前項の規定により行う部会の審議の手続は、公開しないことができる。

6 委員は、前項の規定に基づき公開しないとされた部会の審議の手続において職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 前各項で定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都規則で定める。

（委員会への諮問及び報告）

第三十九条 知事は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。

一 第七条第四項の規定により、保存期間が満了したときの措置に関する指針の制定又は改正をしようとするとき。

二 第二十六条の規定により、特定歴史公文書等として保存されている文書を廃棄しようとするとき。

2 実施機関は、第七条第三項に規定する保存期間が満了したときの措置に関する基準の制定又は改正をしたときは、委員会に報告しなければならない。

本則に次の一条を加える。

(罰則)

第四十二条 第三十八条第六項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、目次の改正規定、第十七条を第四十一条とする改正規定、第十六条を第四十条とする改正規定、第三章を第五章とする改正規定並びに第十五条の次に二条及び二章を加える改正規定(第四章に係る部分に限る。)並びに次項の規定は、公布の日(以下「公布日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 公布日から令和二年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都公文書等の管理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)目次中

「第三章 特定歴史公文書等の保存、利用等(第十八条―第三十七条)

第四章 東京都公文書管理委員会(第三十八条・第三十九条)

第五章 雑則(第四十条―第四十二条)

「第四章 東京都公文書管理委員会(第三十八条・第三十九条)

第五章 雑則(第四十条・第四十一条)

3 この条例の施行の際現に東京都公文書館が保存する改正後の条例第二条第三項に規定する歴史公文書等(同条第一項に規定する実施機関において保有することが望ましい歴史公文書等であつて、東京都規則で定めるものを除く。)については、同条第四項に規定する特定歴史公文書等とみなす。

4 前項の規定により特定歴史公文書等とみなされた歴史公文書等における改正後の条例第十条第三項の規定の適用については、同項中「第一項の規定により公文書館に移管する公文書」とあるのは、「特定歴史公文書等」とする。

東京都公文書館条例を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二十四号

東京都公文書館条例

(設置)

第一条 特定歴史公文書等(東京都公文書等の管理に関する条例(平成二十九年東京都条例第三十九号。以下この条において「条例」という。))第二条第四項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。)を保存し、都民の利用に供するとともに、歴史公文書等(条例第二条第三項に規定する歴史公文書等をいう。以下同じ。)に関する調査研究を行い、もつて歴史公文書等の適切な保存及び利用を図るため、公文書館法(昭和六十二年法律第百十五号)第四条第一項の公文書館として、東京都公文書館(以下「公文書館」という。)を東京都国分寺市泉町二丁目二番二十一号に設置する。

(事業)

第二条 公文書館は、次の事業を行う。

- 一 歴史公文書等の移管等に関すること。
- 二 特定歴史公文書等を整理し、及び保存すること。
- 三 特定歴史公文書等を一般の利用に供すること。
- 四 東京都に関する修史事業を行うこと。
- 五 歴史公文書等に関する調査研究を行うこと。
- 六 歴史公文書等の利用の促進を図るための普及活動を行うこと。
- 七 公文書館の施設及び附帯設備(以下「施設等」という。)の提供に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業(休館日及び開館時間)

第三条 公文書館の休館日及び開館時間は、東京都規則(以下「規則」という。)で定める。

(使用の承認)

第四条 別表に掲げる施設等を使用しようとする者は、規則で定めるところにより申請し、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の使用の承認をしないことができる。

- 一 公文書館の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- 二 公文書館の管理上支障があると認められるとき。
- 三 申請に係る施設等が、公文書館の事業を行うために必要であると認めるとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、使用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第五条 前条第一項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める額の範囲内において規則で定める額の使用料を前納しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、使用料を後納することができる。

(使用料の減額及び免除)

第六条 知事は、特別の理由があると認めるときは、前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第七条 既に納付された第五条に規定する使用料は、還付しない。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の譲渡等の禁止)

第八条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(施設等の変更禁止等)

第九条 使用者は、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用承認の取消し等)

第十条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。

- 一 使用の目的に違反して使用したとき。
- 二 この条例に違反し、又は知事の指示に従わなかったとき。
- 三 善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- 四 災害その他の事故により、施設等の使用ができなくなったとき。

五 工事その他の都合により、特に必要と認めるとき。

(原状回復の義務)

第十一条 使用者は、使用を終了したときは、使用した施設等を直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第十二条 故意又は過失により、公文書館の資料（特定歴史公文書等その他の一般の用に供する資料をいう。以下同じ。）又は施設若しくは附帯設備を損傷し、又は紛失した者は、知事が相当と認める損害を賠償しなければならない。

(入館の制限等)

第十三条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

- 一 他人に迷惑をかけ、又は公文書館の資料若しくは施設設備を損壊するおそれがあると認めるとき。
- 二 その他公文書館の管理上支障があると認めるとき。

(委任)

第十四条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年一月一日から施行する。
- 2 第四条第一項の規定による申請、承認その他の施設等の使用に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第四条、第五条関係）

施設	区分		使用料
	研修室	使用単位	
		午前	三、六〇〇円
		午後	四、八〇〇円
		全日	九、七〇〇円

「附帯設備」	音響映像操作機器	一式一回	二、八〇〇円
	プロジェクター	一式一回	四八〇円

備考

- 一 施設の使用単位は、午前は午前九時から正午まで、午後は午後一時から午後五時まで、全日は午前九時から午後五時までとする。
- 二 附帯設備の単独使用は、認めない。
- 三 附帯設備の使用単位の一回は、施設の使用単位の午前、午後又は全日に対応するものとする。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二十五号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和二十六年東京都条例第七十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「(同法第十六条第一号に該当する場合を除く。)」を削る。

第二十一条第一項及び第二十一条の二第一項中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削る。

第二十一条の二の二第二号中「(同法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第三号及び第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

附則

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二十六号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例(昭和二十六年東京都条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第十六条第二号から第五号まで」を「第十六条各号」に改める。

附則

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二十七号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例(昭和三十一年東京都条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項第三号中「一般地方独立行政法人」の下に「(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」を加える。

第十条の二第二項中「(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第八条第三項に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」を削る。

第十七条第一項第二号中「(同法第十六条第一号に該当する場合を除く。)」を削る。

付則第二十九条中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。ただし、第八条第二項第三号、第十条の二第二項及び付則第二十九条の改正規定は、公布の日から施行する。

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する

条例を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第二十八号

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年東京都条例第百七号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に一条を加える改正規定中「若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により」を削る。

附則中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第二十九号

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表七十一の項の次に次のように加える。

七十一の二 東京都受動喫煙防止条例（平成三十年東京都条例

第七十五号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であ

って別に規則で定めるもの

各特別区

第二条の表七十六の項を次のように改める。

七十六 東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する

条例（平成三十一年東京都条例第三十号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

イ 条例第十五条第一項、第三項及び第四項の規定による管理状況に関する事項の届出の受理

ロ 条例第十五条第二項の規定による管理状況に関する事項の届出の要求

ハ 条例第十五条第五項及び第十六条第二項の規定による届出内容の変更の届出の受理

ニ 条例第十五条第六項（条例第十六条第三項において準用する場合を含む。）及び第十八条第四項の規定による知事が適当と認める区分所有者等の認定

ホ 条例第十六条第一項の規定による届出内容の更新の届出の受理

ヘ 条例第十五条第一項及び第三項の規定による管理状況に関する事項の届出並びに同条第五項及び第十六条第二項の規定による届出内容の変更の届出並びに同条第一項の規定による届出内容の更新の届出に係る督促

ト 条例第十七条第一項及び第二項の規定による報告の徴収又は調査

チ 条例第十八条第一項の規定による助言（同条第四項の規定により知事が適当と認める区分所有者等に対して行うものを含む。）

リ 条例第十八条第二項及び第三項の規定による指導又は勧告（同条第四項の規定により知事が適当と認める区分所有者等に対して行うものを含む。）

各特別区。ただし、

条例第二十一条の規定により適用除外となる事務については、当該事務

に係る特別区を除く。

附則

1 この条例は、令和二年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は同年一月一日から施行する。

2 東京都受動喫煙防止条例施行規則(平成三十一年東京都規則第九十五号)附則第三条の規定に基づく準備行為を行う場合において、この条例による改正後の特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例第二条の表七十一の二の項において該当する事務は、施行日前においても、各特別区が処理することとする。

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第三十号

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

例

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成十一年東京都条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表二十九の十八の項の次に次のように加える。

二十九の十八の二 東京都受動喫煙防止条例(平成三十年東京都条例第七十五号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	八王子市、町田市
--	----------

附則

1 この条例は、令和二年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は同年一月一日から施行する。

2 東京都受動喫煙防止条例施行規則(平成三十一年東京都規則第九十五号)附則第三条の規定に基づく準備行為を行う場合において、この条例による改正後の市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例第二条の表二十九の十八の二の項において

該当する事務は、施行日前においても、八王子市及び町田市が処理することとする。

行 東 京 都
発 東京都市政センター八番一
電話 〇三(五三二)一一一(代)
郵便番号 163-8001
定 価

本号 五〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社
電話 東京都文京区白山一丁目十三番七号
〇三(三三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

